

第 5067 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 9月12日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 輸入取引と消費税

**Q**：輸入した場合の消費税はどのようになるのですか？

**A**：保税地域から引き取られる外国貨物や輸入品には、原則として、消費税がかかります。

### 【解説】

消費税は、外国貨物や輸入品を保税地域から引き取る際に課せられ、引き取る者は、その引き取りの時までに輸入申告書を所轄税関長に提出し、引き取りに係る消費税を納めなければなりません。ただし、納税に際し、担保を提供した場合には、3ヶ月に限り納付期限を延長することができます。

消費税の納税義務者は、国内取引のように事業者限定されていませんので、個人であっても免税事業者であっても、輸入貨物を保税地域から引き取る者が納税をしなければなりません。また、通関業者に引取りを委託した場合には、通関業務を委託した者が納税義務者になります。

輸入に係る消費税がかからないものには、消費税法で非課税とされるものと輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（輸徴法）の規定によるものがあります。次のようなものは非課税とされています。

### 【消費税法の規定によるもの】

有価証券等、印紙、証紙、物品切手等、身体障害者用物品、教科書用図書

### 【輸徴法の規定によるもの】

課税価格が1万円以下の物品、記録文書その他の書類

